

---

**監 査 委 員**

---

## 20年監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成19年度分の農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業事務費に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年12月19日

京都府監査委員 田 坂 幾 太  
同 小 巻 實 司  
同 道 林 邦 彦  
同 村 山 佳 也

## 平成19年度分の農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業事務費に係る監査結果

## 第1 監査に至る経過

会計検査院は、平成20年3月10日（月）から3月14日（金）までの間、京都府（以下「府」という。）において平成14年度から18年度までの間に実施した、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業（以下「補助事業」という。）について、合規性等の観点から会計実地検査を行い、国庫補助事業事務費（以下「事務費」という。）の経理が適正に行われているか、事務費が補助事業の目的に従って使用されているかなどに着眼して、賃金、旅費及び需用費（消耗品）を対象とし、検査を実施した。

会計検査院の検査の結果、公費による支出自体が不適正とされたものはなかったが、国庫補助金（以下「補助金」という。）の対象とならない用務に旅費を支出していたり、不適正な経理処理を行って需用費を支出していたものが計97,409,358円あり、これに係る補助金相当額計49,256,221円が不当と指摘された。また、会計検査院は、このような事態が生じていたのは、府において、事務費の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったこと、事務費は各年度の補助事業の施行に当たり直接必要な経費に限られることの認識が十分でなかったことなどによると指摘されたところである。（全国12道府県においても事務費の検査が実施され、検査が実施された全ての道府県において府と同様の指摘を受けることとなったものである。）

監査委員としては、これまでも抽出により、支出関係書類の確認、平成19年度以降は統合財務システム及び総務事務（旅費）システムを活用して財務事務監査を行ってきた。

しかし、これまでの監査において、旅費については、支出内容が適正かどうかを着眼点とし、補助金充当の適否に関して必ずしも重点を置いていなかったこと、また需用費については、「京都府会計規則の運用について」(平成19年4月1日付け9会第148号各所属長あて会計管理者通知。以下「運用通知」という。)において支出の証拠書類として納品書の添付が義務づけられておらず、納品の確認が十分でなかったことなどを踏まえ、平成19年度分における農林水産省及び国土交通省所管の補助事業に係る事務費(以下「平成19年度分事務費」という。)については、踏み込んだ監査を実施するため、特別の体制を組み、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定による監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成19年度分事務費のうち、会計検査院の調査の対象となった賃金、旅費及び需用費(消耗品)を監査対象とした。

2 監査実施期間

平成20年11月7日(金)から平成20年12月8日(月)まで

3 監査実施方法

(1) 平成19年度分事務費のうち、賃金、旅費及び需用費(消耗品)の支出について、42,687件を対象として、支出証拠書類を調査するとともに、関係職員からの説明の聴取、裏付調査の実施を行った。

その内訳は次表のとおりである。

(単位:件)

区 分	賃 金	旅 費	需用費(消耗品)	合 計
農林水産省所管分	251	18,733	3,878	22,862
国土交通省所管分	—	16,578	3,247	19,825
合 計	251	35,311	7,125	42,687

注 国土交通省所管分の国庫補助の対象となる賃金の支出なし

(2) 賃金については、雇用実態を調査し、架空支出が行われていないかを主な着眼点として支払証拠書類及び源泉徴収票などにより確認を行った。

(3) 旅費については、補助事業とは直接関係のない用務で出張した支出がないかを主な着眼点として、総務事務(旅費)システムなどにより検索したデータを収集、分析するとともに関係職員からの説明を聴取することなどにより確認を行った。

(4) 需用費(消耗品)については、地方自治法及び京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)などに基づいて経理事務が適正に行われたかどうかを主な着眼点として、納品と支出の状況について調査するとともに、特に翌年度納品や前年度納品の支出の可能性が高い平成20年3月1日から平成20年5月末日までの支出については、同時期における支出金額の約85%を占める取引件数・金額の多い100業者の協力を得て業者の保管する納品伝票及び関係帳簿等を照合し、確認を行った。

第3 監査結果

1 背景

(1) 補助金の交付決定時期等との関係から、事務費の年間を通じた計画的な執行が難しく、年度末に執行が集中したり、年度末に確定する事務費や不測の事態に備えて留保していた事務費の予算が、地域機関に年度末に集中的に配当され、実態にあった事務費の適切な予算配分がなされていなかったこと、事務費の予算に残額が生じた場合、予算の減額や不用額の計上に消極的であったこと、事務費においては繰越・債務負担行為の制度が活用されていなかったこと、更に、補助金の交付決定後における減額申請や補助金受入後の不執行による返還が事実上困難であったことなどが事務費の年度内の適正執行に大きな影響を与えている状況が認められた。

(2) 事項別予算の執行管理上、補助事業と府単独事業とに区分して経理すること自体が合理的・効率的でない面があることに加え、事務費の使途基準も必ずしも明確でなく、府の財政状況が厳しい中、事務費をできるだけ活用したいという意識も働き、補助金の対象範囲を幅広く解釈し、執行していた傾向が認められた。

なお、平成19年度から稼働した統合財務システム及び総務事務(旅費)システムにおいては、事項別に予算執行管理機能を加え、より詳細な事業別管理機能があるものの、その機能が十分に活用されていなかったことにより、補助事業と府単独事業とに区分して経理を行っていない事例が認められた。

(3) 財務会計事務が多岐にわたり、かつ複雑な仕組みとなっている中で、経験豊かな団塊世代の職員が定年退職の時期を迎え、若手職員に実務経験に基づくスキルが十分継承されていない状況が認められた。

(4) 需用費(消耗品)の支出について、支出伝票に納品書の添付は必要とされておらず、納入日の確認が困難な状況にあり、しかも地域機関においては出納員が支出命令側の業務を兼ねて担当しており、出納機関としての牽制

機能が不十分な状況が見られた。

なお、平成19年度から物品調達システムが稼働し、本庁における調達分については、その大半が当該システムを活用して処理されたことから、不適正な事例は認められなかったが、地域機関調達分については、物品調達システムを活用していないものについて、翌年度納品など不適正な事例が認められた。

2 結論

本件監査については、合議により次のとおり決定した。

(1) 賃金について

調査対象251件について、源泉徴収票等関係書類を照合するなどして雇用実態を調査したところ、雇用実態のない支出は確認できなかった。

(2) 旅費について

調査対象35,311件を調査したところ、補助事業とは直接関係のない用務の旅費に補助金が充てられていたものが6,850件認められた。

その内訳は、次表のとおりである。

内 訳	区分	件 数 (件)	金 額 (円)
①通常業務に係る旅費	農林水産省所管分	624	1,572,994
	国土交通省所管分	646	1,432,031
②府単独事業に係る旅費	農林水産省所管分	1,904	2,835,009
	国土交通省所管分	2,187	7,141,543
③起工式、開通式の記念式典の出席に係る旅費	農林水産省所管分	20	129,200
	国土交通省所管分	21	51,010
④各種協議会・総会等の出席に係る旅費	農林水産省所管分	98	256,479
	国土交通省所管分	274	1,264,983
⑤府が実施する職員向け研修の参加に係る旅費	農林水産省所管分	216	697,286
	国土交通省所管分	184	482,751
⑥その他各種研修、セミナー、講演会、シンポジウム等の参加に係る旅費	農林水産省所管分	276	1,186,436
	国土交通省所管分	400	2,346,965
合 計	農林水産省所管分	3,138	6,677,404 (2,691,819)
	国土交通省所管分	3,712	12,719,283 (6,401,389)
	計	6,850	19,396,687 (9,093,208)

注 「合計」欄の( )書きは、補助金相当額である。

(3) 需用費(消耗品)について

会計検査院が示す不適正な経理処理として、次のような事例があり、

預け金(事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの)  
差替え(業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの)

一括払(支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費から購入代金を一括して支払っていたもの)

翌年度納品(契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載する

などして需用費を支出していたもの)

先払(契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととして需用費を支出していたもの)

前年度納品(前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととしたもの)

不適正配分(購入した物品を他の部署に配分したもの)

調査対象7,125件について、調査したところ、不適正な経理処理により、需用費を支払っていたものが計173件認められた。

その内訳は、次表のとおりである。

(単位：件・円)

区 分		①預け金	②差替え	③一括払	④翌年度納品	⑤先払	⑥前年度納品	⑦不適正配分	合 計
農林 水産	件数	—	—	—	129	—	—	—	129
	金額	—	—	—	5,829,444	—	—	—	5,829,444 (2,939,287)
国土 交通	件数	—	—	—	40	—	4	—	44
	金額	—	—	—	1,051,949	—	112,442	—	1,164,391 (587,987)
合計	件数	—	—	—	169	—	4	—	173
	金額	—	—	—	6,881,393	—	112,442	—	6,993,835 (3,527,274)

注 「合計」欄の( )書きは、補助金相当額である。

3 本庁及び地域機関別の賃金、旅費及び需用費(消耗品)の指摘件数及び支出額は別表のとおりである。

第4 要望

会計検査院から指摘を受けた旅費及び需用費(消耗品)の不適正な支出は、京都府政に対する府民の信頼を著しく失墜させた極めて重大な事態であるということを重ねて受け止め、職員一人一人が意識改革を行い、法令を遵守し、二度とこのようなことを起こさないためにも、再発防止に取り組みられるとともに、府民目線にあった適正な会計事務の実施が必要である。

一方、事項別予算の執行管理上、補助事業と府単独事業に区分して経理すること自体が合理的・効率的でない面があることに加え、事務費の使途基準も必ずしも明確でない中、補助金を可能な限り活用したいという意識も働き、補助対象の範囲を幅広く解釈し、執行していた傾向が認められたので、補助金の交付時期などを含め補助金制度の改善・見直しについて事業を実施する都道府県の実態に則した制度への改善について国に対して要請されるよう要望する。

今後、本件監査結果を踏まえ、以下の点について十分留意して対応されるよう要望する。

1 予算執行面における改善について

年度末に無理な予算執行がなされないよう、計画的な事務費の執行を確保するため、本庁各課において、年間の執行計画を策定し、事務費の配分において実態にあった配分を行うとともに、事務費の執行を定期的に点検し、早期の決算見込みによる配当額の引き上げなどを行うこと。

なお、事務費についても、やむを得ない事情で年度内に執行が困難な場合は必要に応じて予算の繰越を行ったり、年度による切れ目のない適切な執行が行える環境を整えるため債務負担行為の設定を検討すること。

2 会計実地検査の充実・強化について

現在、会計公所においては、出納員が執行機関側の業務を兼務しており、実質的に牽制機能を発揮しにくい状況にあるため、会計実地検査の充実・強化を図ること。

3 旅費の区分について

職員が出張する際の用務内容が補助事業に係る用務かどうかを明確に区分して支出すること。

4 運用通知の改正について

物品の納品に係る履行確認を厳格に行うとともに、支出伝票の審査や事後の検査において納品日が確認できるようにするため、支出に関する証拠書類として納品書を添付させるよう平成20年10月31日に会計管理者に要望したとおり、運用通知を改正すること。

5 物品調達システムの活用について

不適正な物品調達の防止を図るため、物品調達システムによる物品調達の一層の拡充を図ること。

6 補助金の対応について

補助事業とは直接関係のない用務の旅費に充てられていた補助金及び需用費(消耗品)の不適正支出に充てられていた補助金については、国と協議の上、適切に処理を行うこと。

## 第5 今後の監査方針

監査委員としては、より効率的で実効性のある監査及び府民目線に立った監査を進めていくこととして、平成19年度から導入された統合財務システム、総務事務（旅費）システム及び物品調達システムを活用し、財務事務監査の効率化を図り、経済性、効率性及び有効性の視点を重視した監査の拡充に順次取り組んできたところである。

しかし、事務費について、会計検査院の指摘内容が明らかになったことを踏まえ、監査委員の使命である財務事務監査がなお十分でなかったことを改めて認識した。

今回の監査を契機として、監査体制及び機能の一層の強化を図り、不適正な経理処理の事案を発見したり、又は、通報があった場合には、速やかに調査が開始できるよう今まで以上に組織を柔軟に機能させるとともに、問題が発生した背景や原因の分析を行い、改善策を提言するなど実効性のある監査を行う。財務事務について不適正な経理処理全般に対するチェック機能の格段の強化を図るとともに、業者などに対して裏付調査を行う。他府県の監査委員や会計検査院等との連携を図り、監査手法について不断に見直しを図るなど、これまで以上に厳正・公正な監査を実施していくものである。

別表

(単位：件・円)

本庁及び地域機関	賃金		旅費		需用費(消耗品)		計	
	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額
農林水産省所管分								
農村振興課	0	0	50	102,780	0	0	50	102,780
農産流通課	0	0	3	3,060	0	0	3	3,060
畜産課	0	0	0	0	0	0	0	0
水産課	0	0	15	105,740	0	0	15	105,740
耕地課	0	0	56	137,270	0	0	56	137,270
林務課・森林保全課	0	0	126	839,950	0	0	126	839,950
本庁計	0	0	250	1,188,800	0	0	250	1,188,800
山城広域振興局	0	0	65	173,470	6	78,991	71	252,461
南丹広域振興局	0	0	772	835,260	13	405,697	785	1,240,957
中丹広域振興局	0	0	1,075	2,249,724	44	2,552,234	1,119	4,801,958
丹後広域振興局	0	0	272	859,630	1	20,580	273	880,210
京都乙訓農業改良普及センター	0	0	0	0	0	0	0	0
病害虫防除所	0	0	20	20,550	0	0	20	20,550
農業資源研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0
農業総合研究所	0	0	3	3,550	11	469,883	14	473,433
丹後農業研究所	0	0	0	0	1	68,586	1	68,586
茶業研究所	0	0	0	0	1	5,570	1	5,570
山城家畜保健衛生所	0	0	0	0	1	678	1	678
南丹家畜保健衛生所	0	0	2	3,640	0	0	2	3,640
中丹家畜保健衛生所	0	0	0	0	1	3,381	1	3,381
丹後家畜保健衛生所	0	0	0	0	0	0	0	0
山城土地改良事務所	0	0	78	143,500	3	47,308	81	190,808
南丹土地改良事務所	0	0	32	41,400	8	331,804	40	373,204
中丹土地改良事務所	0	0	4	5,810	0	0	4	5,810
丹後土地改良事務所	0	0	28	36,060	0	0	28	36,060
水産事務所	0	0	3	1,150	3	102,809	6	103,959
海洋センター	0	0	3	1,150	3	77,726	6	78,876
林業試験場	0	0	164	766,703	18	397,965	182	1,164,668
京都林務事務所	0	0	367	347,007	15	1,266,232	382	1,613,239
地域機関計	0	0	2,888	5,488,604	129	5,829,444	3,017	11,318,048
小計	0	0	3,138	6,677,404	129	5,829,444	3,267	12,506,848
		(0)		(2,691,819)		(2,939,287)		(5,631,106)
国土交通省所管分								
監理課	-	-	28	245,390	0	0	28	245,390
指導検査課	-	-	0	0	0	0	0	0
用地課	-	-	52	299,690	0	0	52	299,690
道路総括室	-	-	145	679,320	0	0	145	679,320
治水総括室	-	-	342	1,933,460	0	0	342	1,933,460
港湾課	-	-	89	720,920	0	0	89	720,920
都市計画課	-	-	72	201,060	0	0	72	201,060
公園緑地課	-	-	22	56,470	0	0	22	56,470
住宅課	-	-	388	1,558,700	0	0	388	1,558,700
下水道課	-	-	195	523,150	0	0	195	523,150
本庁計	-	-	1,333	6,218,160	0	0	1,333	6,218,160
山城広域振興局	-	-	0	0	4	103,186	4	103,186
南丹広域振興局	-	-	0	0	10	346,837	10	346,837
中丹広域振興局	-	-	0	0	8	176,820	8	176,820
丹後広域振興局	-	-	0	0	9	165,162	9	165,162
京都土木事務所	-	-	184	117,070	8	227,179	192	344,249
乙訓土木事務所	-	-	217	348,820	0	0	217	348,820
山城北土木事務所	-	-	263	423,292	0	0	263	423,292
山城南土木事務所	-	-	276	375,310	0	0	276	375,310
南丹土木事務所	-	-	459	741,684	0	0	459	741,684
中丹東土木事務所	-	-	100	454,728	0	0	100	454,728
中丹西土木事務所	-	-	114	417,698	0	0	114	417,698
丹後土木事務所	-	-	323	1,714,539	0	0	323	1,714,539
港湾事務所	-	-	170	1,187,674	3	28,005	173	1,215,679
大野ダム管理事務所	-	-	79	343,027	2	117,202	81	460,229
流域下水道事務所	-	-	194	377,281	0	0	194	377,281
地域機関計	-	-	2,379	6,501,123	44	1,164,391	2,423	7,665,514
小計	-	-	3,712	12,719,283	44	1,164,391	3,756	13,883,674
				(6,401,389)		(587,987)		(6,989,376)
総計	0	0	6,850	19,396,687	173	6,993,835	7,023	26,390,522
		(0)		(9,093,208)		(3,527,274)		(12,620,482)

注1 小計・総計欄下段( )書きは、国庫補助金相当額

注2 国土交通省所管の国庫補助対象となる賃金の支出なし

注3 国土交通省所管分の土木事務所に係る需用費(消耗品)は、広域振興局において支出